

【立法事実】 法律の必要性を根拠付ける社会的、経済的な事実。立法目的の合理性及びそれと密接に関連する立法の必要性を裏付ける事実のみでなく、立法目的を達成するための手段が合理的であることを基礎付ける事実も含まれる。

出典 有斐閣『法律用語辞典（第4版）』
編集執筆 法令用語研究会 代表 横島裕介

「最高法規である憲法9条において集団的自衛権の行使を可能とする解釈変更の必要性を根拠付ける社会的事実。解釈変更の目的の合理性及びその必要性を裏付ける事実や、更に、集団的自衛権行使の手段としての合理性を基礎付ける事実。」

■集団的自衛権行使を許容する憲法9条解釈変更の「立法事実」

(1) 目的の合理性・必要性

これまでの歴代内閣が一貫してあり得ないとしてきた「我が国が武力攻撃を受けていないのに、生命が失われる日本国民」が存在すること

(2) 手段としての合理性

そうした生命が失われる日本国民を守るために、集団的自衛権の行使しか他に手段がないこと

■これら(1)、(2)は、以下の二つの次元で立証が必要な社会的事実である

(A) 「我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」という憲法9条の文理を乗り越えて、集団的自衛権行使を許容する憲法9条の解釈変更の必要不可欠性の根拠

(B) 集団的自衛権を行使することにより生命が失われる自衛隊員その他の国民との関係において、このように国民の権利を制限し国民に義務を課す法律を具体的に整備するときの、その立法の合憲性の根拠